

第4回 餌を与えたため集まった野良猫の糞尿の 悪臭による被害等を被ったとして付近住 民が求めた、給餌した住民らに対する損 害賠償請求が一部認容された事例

公害等調整委員会事務局

今回は、野良猫に自宅周辺で餌を与えたため、多数の猫が集まり、放尿、排便等による悪臭が漂い、自己の経営する居酒屋の営業に支障をきたす等の迷惑を被ったとして、給餌をした住民らに対し、損害賠償責任（民法718条の動物占有者等の責任ではなく、民法709条、719条の不法行為責任）の追及がなされた事例を紹介します。

神戸地方裁判所平成15年6月11日判決（判例時報1829-112）

【事案の概要】

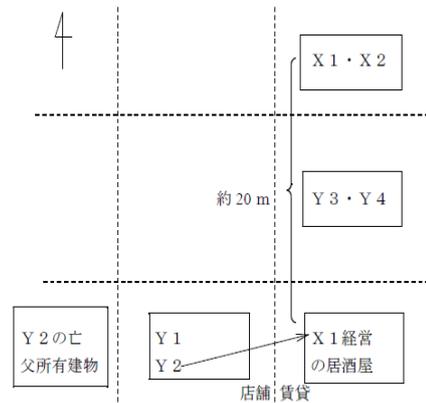
本件の当事者は、原告らが、X1、X2、被告らが、Y1、Y2、Y3、Y4で、X1（母親）とX2（息子）は、親子、Y1（夫）とY2（妻）、Y3（夫）とY4（妻）は、それぞれ夫婦である。X1は、Y2から建物を賃借し、居酒屋を経営しており、その本件店舗から約20mの距離のところに、息子であるX2とともに、自宅で生活している。他方、Y3、Y4は、夫婦で、X1、X2の自宅建物の南側に居住している。そして、本件店舗の西側に、Y1、Y2の自宅があり、さらに、その西側の南北の通路を挟んだ真向かいに、Y2の亡父の所有していた建物がある（当事者の居住関係、店舗の位置は、右図を参照。X1、X2とY1、Y2の先住関係は、Y1、Y2が先住者のようであり、上記場所は、住宅地のようなものである。）。

Y1、Y2らは、猫好きで、昭和62年以前から、自宅西側真向かいのY2の亡父所有の建物内で猫を10数匹飼うようになり、野良猫に給餌することがあった。Y1、Y2らは、平成12年秋頃、交通事故で負傷した子猫を介抱し餌を与えるようになった。Y1、Y2らは、負傷した子猫の排泄用に砂を入れた箱を自宅前の通路に用意し、砂を一日置きに取り替えていた。しかし、Y1、Y2らの子猫に対する給餌の際に、野良猫等が集まるようになり、このころから、周辺を徘徊する猫が増え始め、平成13年には、約10匹にまで増加していた。そして、野良猫は、X1、X2らの自宅内や敷地内、本件店舗周辺に糞尿をし、悪臭が漂うようになった。X1、X2らは、Y2が本件店舗の賃貸人であった遠慮もあり、Y1、Y2に対し、明確に野良猫への給餌中止を求めた訳ではないが、その糞尿による被害を指摘したことはあり、Y1、Y2は、X1、X2らが、猫を嫌がっていることを認識していた。その後、X1、X2らは、簡易裁判所に、Y1、Y2らを相手方として、自宅及び本件店舗から50m以内の区域で給餌を中止すること等を求める民事調停を申し立てたが、Y1、Y2らは、これを拒否し、その後も、野良猫に給餌を続け、本件訴訟提起後（平成13年9月1日）、ようやく野良猫への給餌を中止した。なお、Y3、Y4が、Y1、Y2らの野良猫への給餌に協力したことを認めるに足りる証拠はないとされた。

裁判所は、猫関係の損害につき、X1、X2のY3及びY4に対する請求を棄却し、Y1及びY2に対する請求のうち、居酒屋の営業減少等による営業損害、高血圧症による健康被害を認めず、猫の糞尿被害の不快感による慰謝料として、各自、各20万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成13年8月1日から支払済みまで年5分の割合による各遅延損害金の支払を求める限度で、これを認容した（確定）。

【裁判所の判断の要旨】

平成12年秋頃以降、被告Y1、Y2らが野良猫への給餌を続け、その結果、平成13年には、多数の野良猫が原告らの自宅や本件店舗を徘徊し糞尿による悪臭が漂うようになったものであり、原告らが猫嫌いであることを前提とすれば、受忍限度を超えるに至っていたと認めることができる。



1 野良猫の糞尿被害は「公害」？

本件のような近隣紛争が苦情相談等に持ち込まれることは、それほど珍しいことではないように思います。さて、果たして、このような被害は、「公害」といえるのでしょうか。この点、公害紛争処理法2条、環境基本法2条3項によれば、「公害」の要件として、①人為活動性、②相当範囲性、③典型7公害（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭）、④人の健康・生活環境被害の各要件を充たす必要があるとされています。本件の野良猫の糞尿による被害は、人が給餌することによって、多数の野良猫が徘徊するようになったというのですから、人の活動によるものといえます（①）。また、多数の野良猫が徘徊していることからすると、単なる相隣関係の問題とは言い難く、一応、相当な範囲にわたっているとよいでしょう（②）。多数の人が不快に思う悪臭は、典型7公害の一つです（③）、その結果、少なくとも、人の生活環境に被害が生じていると考えられます（④）。したがって、上記①～④の要件を満たし、本件が調停として申請がなされた場合、立派な「公害」事案といえることになります（なお、悪臭防止対策の推進の観点から、住居集合地域においては、愛がん動物の飼養における行為に伴い悪臭が発生することのないよう努めなければならないとされています。悪臭防止法14条）。

2 野良猫に給餌する自由 vs 野良猫の糞尿による不快感？ — 受忍限度論 —

世の中には、猫等の小動物を好み、自分で飼うだけでなく、傷ついた野良猫の手当をしたり、餌を与えたりする人がいます。そのような人の行動の自由は尊重されるべきですが、その一方で、野良猫が増殖して付近を徘徊し、糞尿による不快感を受ける人がいれば、他人に損害を与えてまで自

己の行動の自由を主張することは許されません。このような近隣関係において、対立する利益を調整し、人々が円滑な社会生活を送る上で一つの基準となるものが、受忍限度という考え方です。本判決は、Y1及びY2の行為は、受忍限度を超えている（そして、過失がある）と判断しましたが、この判断をもう少し分析してみましょう。一般に、受忍限度を超えるか否かは、①侵害行為の態様と侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③侵害者の防止措置の有無、内容、効果等を総合して判断されます。

これを本件について見ますと、本件の悪臭は、工場等の事業場からのものではないので、悪臭防止法の規制対象外ですし、本判決では、悪臭の程度についての具体的説示はありませんので、それほどひどいものではなかったと考えられます（①）。そして、原告らは、健康被害を訴えておりましたが、本判決では、認定されておらず、精神的被害（不快感）にとどまるものです（②）。他方で、原告らは、後住民ですが、被告らの野良猫への給餌を容認していた訳ではなく、被告らの給餌は、住宅地内での行為であり、しかも、原告らの民事調停の申立て後も中止されず、何ら被害防止措置が講じられませんでした（③）。このような事情からすると、本判決は、被侵害法益や侵害の程度は、それほど重大ではないけれども、その侵害態様の社会的逸脱の程度が大きいので、受忍限度を超えて違法になるものと判断したと考えられます。

3 おわりに

近時、ペットの飼育の仕方をめぐって紛争になることも珍しくはなく、本判決は、野良猫の悪臭という身近な事例についての受忍限度につき具体的判断を示したものとして、参考になるものと思います。